

名古屋市大河ドラマ「豊臣兄弟！」活用推進協議会規約

（名称）

第1条 本会は、名古屋市大河ドラマ「豊臣兄弟！」活用推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機に、『豊臣秀吉・秀長の生誕地“尾張中村”』の歴史・文化・魅力を全国に情報発信し、本市への誘客を促進するとともに、大河ドラマ放送終了後も見据え、観光振興による地域経済の持続的発展を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係機関との連携を図り、次に掲げる事業を推進する。

- （1）大河ドラマ「豊臣兄弟！」を活用した地域活性化及び機運の醸成に関する事。
- （2）大河ドラマ「豊臣兄弟！」を活用した情報発信及び観光誘客事業に関する事。
- （3）大河ドラマ「豊臣兄弟！」に係る関連拠点の運営に関する事。
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（協議会の会員）

第4条 協議会は、別表1に掲げる組織及び団体をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- （1）会 長1名
 - （2）副会長1名
 - （3）監 事2名
- 2 会長は、名古屋市観光文化交流局長をもって充てる。
 - 3 副会長は、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー理事長をもって充てる。
 - 4 監事は、愛知県観光コンベンション局観光推進監及び名古屋商工会議所商務交流部長をもって充てる。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の事務及び会計を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、第19条の規定により協議会を解散する日までとする。ただし、

特別な理由があるときは、この限りでない。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事の進行及び整理をする。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- 4 議事の決定（以下、「議決」という。）は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により、委員が会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。
- 6 第3項及び第4項の規定の適用については、前項の規定により議決権を行使した委員は、会議に出席したものとみなす。

（審議事項）

第9条 会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- （1）規約の制定及び改廃に関すること。
- （2）事業計画に関すること。
- （3）予算及び決算に関すること。
- （4）事業報告に関すること。
- （5）その他、協議会の目的に係る重要事項に関すること。

（専決処分）

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議で報告し、承認を受けなければならない。

（幹事会）

第11条 協議会の目的を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる活動を行う。
 - （1）第3条各号に掲げる事業の計画、立案及び実施
 - （2）その他会長が必要と認める事項
- 3 幹事会は、幹事長、幹事長代理及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 第8条第1項から第6項までの規定は、幹事会について準用する。その際、それらの規定中「会議」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

（顧問）

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する。
- 3 顧問は、必要に応じて協議会事業への助言及び協力を行うことができる。

(オブザーバー)

第13条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長が認めた場合に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市役所の観光文化交流局観光交流部観光推進課（以下、「観光推進課」という。）に設置する。

2 事務局長は、観光推進課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局員は、観光推進課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の経費は、負担金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会を設置した日の属する会計年度は、協議会の設立の日から翌年の3月31日までとする。

(会計事務の取扱い)

第17条 協議会の会計事務の経理方法については、公金に準じた取扱いをする。

(決算)

第18条 協議会の会計報告は、会計年度終了後遅滞なく作成し、3か月以内に監事の監査を受けて、会議の承認を得るものとする。

2 会計年度終了時に剰余金が発生した場合は、次年度に繰り越すことができる。

(解散)

第19条 協議会は、会議の議決をもって解散する。

2 協議会が解散するときの収支決算において、残余財産及び欠損金が生じたときは、会議で協議の上、処理する。

(補足)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和7年3月24日から施行する。

別表 1（第 4 条関連）

区分	団体名・役職名
会長	名古屋市観光文化交流局長
副会長	公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー理事長
監事 //	愛知県観光コンベンション局観光推進監 名古屋商工会議所商務交流部長
委員 // // // // // // // // // // // //	名古屋市中村区長 一般社団法人中部経済連合会企画部長 名古屋市交通局長 名古屋鉄道株式会社地域活性化推進本部地域連携部長 東海旅客鉄道株式会社営業本部担当部長 近畿日本鉄道株式会社観光開発・地域共創部長 一般社団法人日本旅行業協会中部支部長 一般社団法人全国旅行業協会愛知県支部長 一般社団法人日本ホテル協会中部支部長 名古屋タクシー協会会長 名古屋観光ブランド協会会長 中村区区政協力委員協議会議長

別表 2（第 11 条関連）

区分	団体名・役職名
幹事長	名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課長
幹事長代理	公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー観光部長
幹事 // // // // // // // // // // // // // //	名古屋市中村区区政部企画経理課長 愛知県観光コンベンション局観光振興課長 名古屋商工会議所商務交流部流通・観光・街づくりユニット長 一般社団法人中部経済連合会企画部主任 名古屋市交通局乗客誘致推進課長 名古屋鉄道株式会社地域活性化推進本部地域連携部 ツーリズム担当課長 東海旅客鉄道株式会社営業本部地域創生グループ グループリーダー 近畿日本鉄道株式会社観光開発・地域共創部課長 一般社団法人日本旅行業協会中部支部事務局長 一般社団法人全国旅行業協会愛知県支部事務局長 一般社団法人日本ホテル協会中部支部事務局長 名古屋タクシー協会専務理事 名古屋観光ブランド協会副会長 中村区区政協力委員協議会議長